

評価対象概要シート

1 日 目

評価項目 (評価対象事業)	4 教職員研修所	
事務事業／ 担当部課	教職員研修所維持運営	教育委員会事務局学務課
上位施策名	学校教育の環境整備	
目的・目標	<p>教職員研修所「秋川荘」は、区立学校に勤務する教職員が教員としての人格と教養を高め、職務の遂行に必要な知識を得させるための宿泊研修施設として、区が昭和40年に東京都五日市町（現：あきる野市）に設置した施設です。</p> <p>当面する教育課題に対処するために、教職員の資質の向上・力のある教師の育成に努めています。</p>	
事業の内容	<p>教職員の研修は、経験や職層に応じて計画されており、平成22年度の宿泊研修は、初任者研修・師範館研修・杉並区教育研究会研修など8回実施されました。</p> <p>施設の有効活用の観点から、研修利用がない日には、目的外利用として一般区民に対し、保健（保養）のための宿泊施設として提供しています。一般区民も含めた施設利用の稼働率は71%と、他の区保養施設と比べても遜色ありませんが、目的外利用の割合が多くなっています。</p>	
課題と改善・ 見直しの方向	<p>《課題》</p> <p>(1) 本施設においては、教職員に対する法定研修の一環として宿泊による初任者研修を実施してきたほか、教育課題に対する研究として研修機会の場を提供してきたところです。しかし、そうした研修等での施設利用は、近年では全体の利用の1割程度に過ぎず、施設の本来目的としての妥当性が課題となっています。教職員の宿泊研修は都の要綱に基づいて計画的に実施していくものであることから、教職員研修の利用は今後も大幅な増減はないと予測されるため、施設の設置目的の妥当性が課題となっています。</p> <p>(2) 本施設の年間維持管理に要する経費は約5,700万円であり、一方使用料収入は約880万円です。年間維持管理経費の約15%程度となっています。維持管理経費の大幅な縮減も難しく、運営コストの圧縮は困難です。</p> <p>《改善・見直しの方向》</p> <p>教職員研修計画を整備していく中で、教職員宿泊研修所としての設置目的の妥当性について検討する必要があります。</p>	

平成23年度 杉並区事務事業評価表

事務事業名		教職員研修所維持運営		款	7	項	1	目	4	事業	1	整理番号	502
担当部課名		教育委員会事務局学務課		係名	学事係			連絡先電話番号	1623		昨年度整理番号	502	
上位施策No・施策名		56 学校教育の環境整備		予算事業区分								既定事業	
事務事業の概要	事業開始	昭和	▼	40	年度	<input type="checkbox"/> 実施計画事業		分野	政策番号	施策番号	事業コード	<input type="checkbox"/> 行革計画事業 <input type="checkbox"/> 主要事業	
	対象	<input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 世帯 <input type="checkbox"/> 団体 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 内部管理		区立学校に勤務する教職員、区立学校関係の教育団体、社会教育関係団体、公共の団体、保健のために使用する区民		根拠法令等		(1) 杉並区学校教職員研修所条例 (2) 杉並区立学校教職員研修所条例施行規則					
	事業の目的・目標	(対象をどのような状態にしたいのか)		○教職員が当面する教育課題について研修を実施することなどを目的として設立された。一般利用者に向けては質の高いサービスを提供し、満足度を高めていく。		活動指標名(式)		(1) 利用人数(研修目的) (2) 利用人数(区民利用)					
	活動内容	(事務事業の内容、やり方、手順)		○教職員の宿泊研修施設の維持運営。教職員の研修利用が無い日は、一般区民の宿泊施設として提供する。 ○運営管理は、民間事業者に委託する。		成果指標		※(代)=適当な指標がない場合の代替指標					
				成果指標名(1)		稼働率		算定式・指標の説明等		利用室数÷利用可能室数			
				成果指標名(2)		教員研修利用率		算定式・指標の説明等		研修所利用教職員数÷教職員総数			
区分		単位	20年度		21年度		22年度		23年度		計画(目標値)に対する22年度の達成率 %		
			実績	計画	実績	計画(目標値)	実績	計画					
指標	活動指標(1)	①	人	548	550	583	600	588	600	98.0			
	活動指標(2)	②	人	5,559	6,400	5,341	6,400	5,194	6,400	81.2			
	成果指標(1)	③	%	73	76	70	76	71	76	93.4			
	成果指標(2)	④	%	37	40	37	40	37	40	92.5			
総事業費・コスト把握	事業費	⑤	千円	56,528	58,843	56,637	57,426	57,385	57,096	22年度予算執行率% 99.9			
	(内)投資的経費等	⑥	千円	0	0	0	0	0	0	特記事項			
	(内)委託費	⑦	千円	47,947	48,482	48,093	48,351	48,350	47,941				
	職員数(常勤 非常勤)	⑧	人	0.40 0.00	0.40 0.00	0.40 0.00	0.40 0.00	0.41 0.00	1.13 0.00				
	人件費	(内)常勤職員分(超勤分含)	⑨	千円	3,620	3,552	3,552	3,568	3,657	10,080			
		(内)非常勤職員分	⑩	千円	0	0	0	0	0	0			
	総事業費⑤+⑨+⑩	⑪	千円	60,148	62,395	60,189	60,994	61,042	67,176				
	単位あたりコスト(⑪-⑥)÷①	⑫	円	109,759	113,445	103,240	101,657	103,813	111,960				
	財源	受益者負担分	⑬	千円	9,861	11,432	9,281	11,446	9,045	9,673			
		国からの補助金等	⑭	千円	0	0	0	0	0	0			
		都からの補助金等	⑮	千円	0	0	0	0	0	0			
その他の補助金等		⑯	千円	0	0	0	0	0	0				
特定財源計(⑬+⑭+⑮+⑯)		⑰	千円	9,861	11,432	9,281	11,446	9,045	9,673				
差引:一般財源(⑰-⑬)		⑱	千円	50,287	50,963	50,908	49,548	51,997	57,503				
受益者負担比率⑬÷⑪	⑲	%	16.4	18.3	15.4	18.8	14.8	14.4					

平成23年度 杉並区事務事業評価表

整理番号 502

22年度の事業実施状況	(1)主な取組み ※(執)(細)は、事業費の内訳として会計上設定している項目	内 容	規模	単位	事業費(千円)
		(2)事業実績		総合管理業務委託	
		施設受付委託			3,500
		電気保安全管理委託			604
		光熱水費			6,899
		その他 (維持管理経費、施設整備、管理事務費ほか)			2,457
		研修所の施設管理等を民間業者に委託しています。 平成22年度の利用者数は、延べ5,782人で、客室の稼働率は71%でした。			

協働等点検	(1)協働等は実現しているか <input type="text" value="十分に実現している"/>	(2)協働等の相手 <input type="text" value="企業・個人事業者((3)へ)"/>	
	(3)協働等の形態 <input type="text" value="委託 [業務量の50%以上に相当]"/>	(4)協働等の今後のあり方 <input type="text" value="実施継続"/>	

事業環境の変化	事業開始当初から現在までの変化	研修施設は昭和40年に開設し、平成8年に改築しています。 利用人数は、改築時(平成8年度)は6,488人、22年度は5,782人となっています。(いずれも延べ人数)
	事業に対する住民の意見 (事業に対する期待・要望・苦情など)	平成22年度の目的外の一般利用客を対象にしたアンケート(60人)の結果では、施設の清掃について「よい」という回答が96.3%、接客対応について「よい」という回答が94.6%、食事について「よい」という回答が96.2%となっています。要望では、高齢者対応の設備(主にトイレにウォシュレットを導入)の充実が要望としてあります。
	今後の予測	教職員宿泊研修については、教員数によっては回数が増えることも見込まれますが、大幅な増減はないと予測されます。一般利用客については、東日本大震災後、一時的に減少の傾向が見られましたが、大幅な減少はないものと思われまます。
	評価と課題	本施設においては、教職員に対する法定研修の一貫として宿泊による初任者研修を実施してきたほか、教育課題に対する研究として研修機会の場を提供してきたところです。しかし、そうした研修等での施設利用は全体の利用の1割程度に過ぎず、施設の本来目的としての妥当性が課題となっています。年間維持管理に要する経費は約5,700万円であり、一方使用料収入は約880万円と年間維持管理経費の約15%です。こうした収支を踏まえて今後の運営について検討していく必要があります。

改善・見直しの方向(中長期)	今後の方向性(見直しの視点)	I 事業の方向性	○ 拡 充 ○ 現状維持 ● 縮 小 ○ 廃 止
		II 事業の改善	● 事業内容の変更 ○ 実施方法の変更
		研修目的での利用が1割程度であり、また今後も教職員研修による利用率の大幅な増加は見込めないことから、施設目的を改めて見直していくとともに、施設利用の稼働率は71%と、他の区保養施設と比べても遜色なく、多くの区民利用をいただいております。今後の施設のあり方について考慮していく必要があります。また、施設の建て替えから15年しか経過しておらず、施設設備面での問題はないことから、今後の施設の活用を検討していく必要があります。	

特記事項	
------	--

教職員研修所「秋川荘」の概要

1 事業内容

(1) 施設の概要

開設日	昭和40年4月1日（平成8年5月20日改築）
敷地面積・延床面積	2,237.35 m ² / 1,179.56 m ²
構造	鉄筋コンクリート造、地上2階、地下1階
収容人数	50名
宿泊室	10部屋（10畳・定員5名）、全室トイレ・洗面付和室

(2) 土地の概要

所在地	あきる野市五日市1003番地
用途地域	第1種低層住居専用地域
建ぺい率・容積率	40%（角知緩和による） / 60%
防火地区	指定なし
高さ制限	第1種高度地区、10m
日影規制	3h - 2h（測定水平面1.5m）

土地利用の制限

当該地は昭和44年に都市計画区域に指定され、現在は第1種低層住居専用地域に指定されている。そのため、本来、規定されている建築物以外は建築できない土地であり、法の緩和措置が適用されることにより建築が可能となっている。

◎建築基準法（用途地域等）

第48条 第1種低層住居専用地域内においては、別表第2（い）項に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。ただし、**特定行政庁が第1種低層住居専用地域における良好な住居の環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。**

（別表第2）

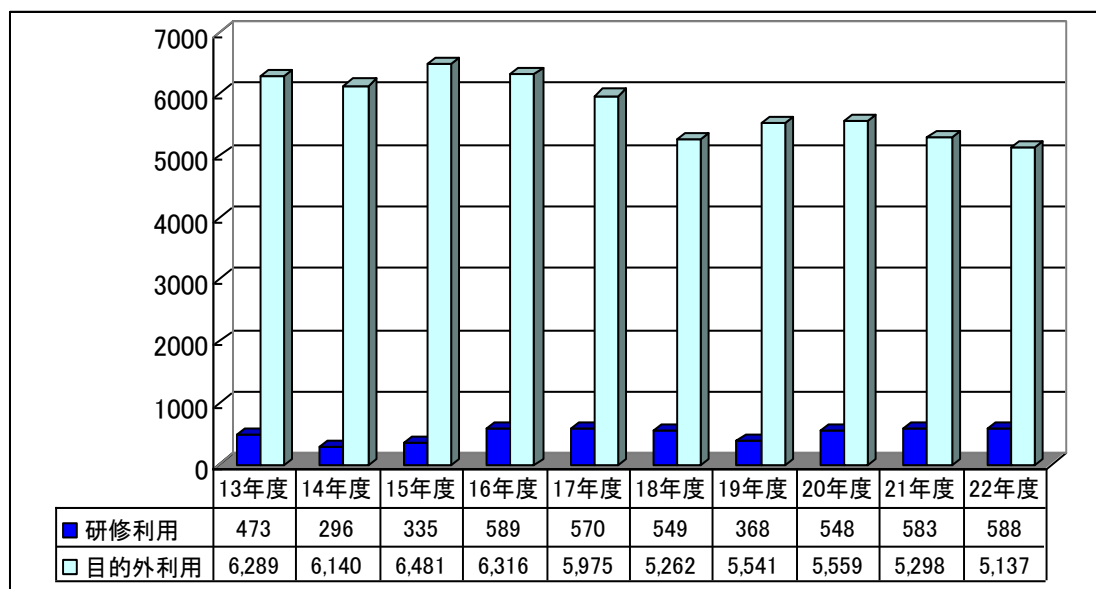
い)	第1種低層住居専用地域内に建築することができる建築物	<ol style="list-style-type: none"> 1. 住宅 2. 住宅で事務所、店舗、その他これらに類する用途を兼ねるもののうち政令で定めるもの 3. 共同住宅、寄宿舍又は下宿 4. 学校（大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校を除く。）、図書館その他これらに類するもの 5. 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 6. 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの 7. 公衆浴場（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項第1号に該当する営業（以下この表において「個室付浴場業」という。）に係るものを除く。） 8. 診療所 9. 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する政令で定める公益上必要な建築物 10. 前各号の建築物に附属するもの（政令で定めるものを除く。）
----	----------------------------	--

(3) 沿革・運営形態

- 昭和 40 年 杉並区教育委員会及び学校が当面する教育課題について研修を実施することなどを目的として開設（区による直営）
- 平成 6 年 老朽化と研修設備充実のため、改築工事開始
- 平成 8 年 リニューアルオープン
施設管理については民間業者へ委託
- 平成 12 年 厨房と建物管理委託を一本化
- 平成 15 年 一般区民利用予約受付業務の委託化
- 平成 16 年 総合管理業務委託を目指しプロポーザル方式により業者を選定

(4) 利用実績等

○過去 10 年間の利用実績



平成 8 年の改築以来、研修以外の一般区民による利用を含め、年間約 6,000 人が宿泊施設として利用しています。利用者の内訳としては、研修利用は利用率全体の 10% 程度にとどまり、残り 90% は一般区民の保健（保養）となっています。

○部屋稼働率（過去 10 年間平均）= 73.6%

※稼働率 = 使用客室数 ÷ (営業日数 × 10 部屋)

○平成 22 年度教職員研修内訳

初任者研修	2 回（各回 1 泊 2 日）
師範館研修（※）	1 回（2 泊 3 日）
杉並区教育研究会研修	5 回（各回 1 泊 2 日）

※杉並師範館は平成 22 年度をもって閉館

2 事業の経費

(1) 利用料金 (1泊2食)

①一般料金

区 分	通 常 期
12歳以上	4,400円 (使用料 2,400円 + 食事 2,000円)
3～11歳	2,700円 (使用料 1,200円 + 食事 1,500円)
3歳未満	無料 (食事希望は 1,500円)

②減額料金 (=使用料が半額)

区 分	通 常 期
12歳以上	3,200円 (使用料 1,200円 + 食事 2,000円)
3～11歳	2,100円 (使用料 600円 + 食事 1,500円)
3歳未満	無料 (食事希望は 1,500円)

※①、②とも12月31日～1月3日は、1,000円増

≪減額の対象≫

◆高齢者等の使用料減額 (使用料が半額、食事は減額なし)

→対象：杉並区民で65歳以上の方、または身体障害者手帳・愛の手帳、精神障害者福祉手帳を持っている方

◆研修利用、教育委員会が特に必要と認める場合の使用

・使用料なし：区教育委員会による研修

・免除：区立学校・区立学校の教育団体の研修、区立学校の校外学習等
区が自ら行政目的で使用する場合

・減額：官公庁が直接交易のために使用する時、区と共催する場合の研修

(2) 平成22年度決算

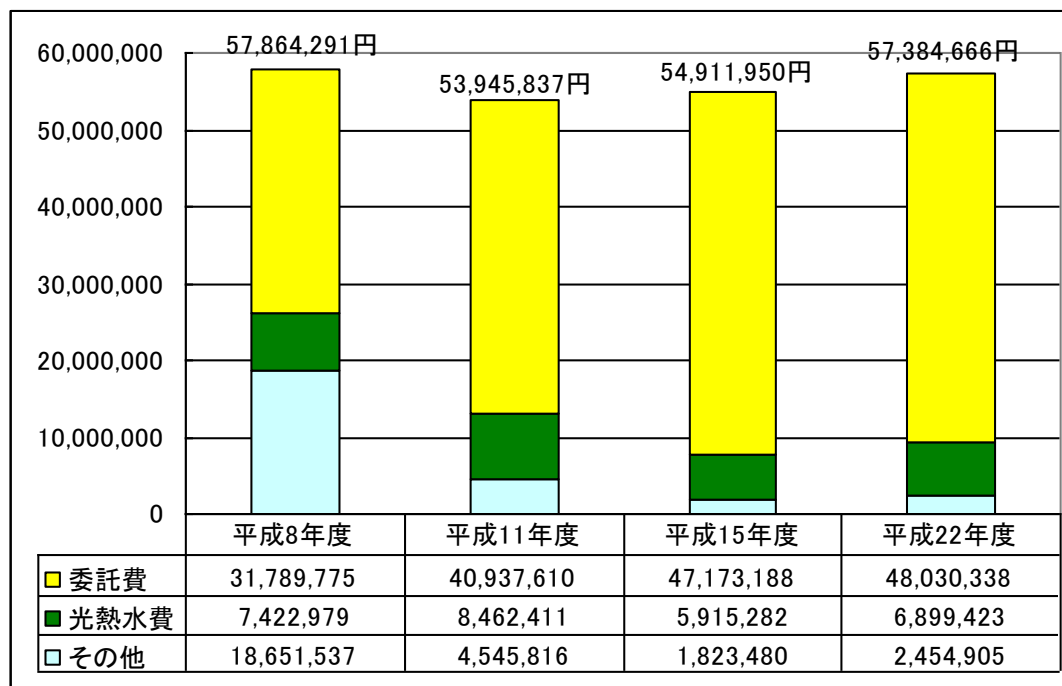
【使用料収入】

宿泊 (大人)	7,884,000円
宿泊 (小人)	310,200円
厨房等使用料	619,860円
計	8,814,060円

【支出】

施設維持管理 (光熱水費等)	9,354,328円
施設運営 (総合管理委託)	44,530,338円
施設予約受付	3,500,000円
計	57,384,666円

(3) 改築後（平成8年度）からの経費内訳の変化



参考：「宿泊施設等のあり方検討会 検討結果報告」より抜粋（平成12年9月）

○教職員研修所秋川荘

公設・全面委託型を採用し、歳出超過の圧縮に努める。

秋川荘については、第1種低層住宅専用地域内にあり、旅館業法に基づく宿泊施設として営業することができず、一般観光客等の誘致が図れない。また、民間事業者から、その外の有効な活用方策の提示もない。したがって、将来的にも、民営化は困難と考えざるを得ない。

研修施設の位置付けの中で、教職員研修のほか、より効果的な利用が図れる方策を検討するとともに、目的外使用を含めた一層の効率的な運営、収支バランスの改善に努めることが適当である。

杉並区立学校教職員研修所

Training Institute for the Teaching Staff

秋川荘

Akigawa-sō



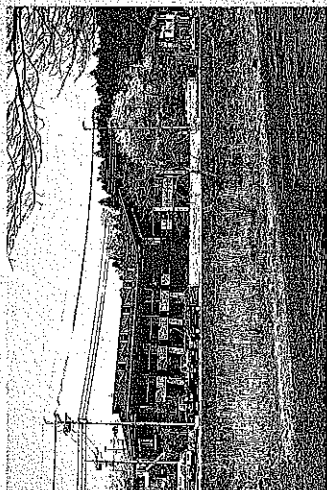
杉並区

杉並区教育委員会

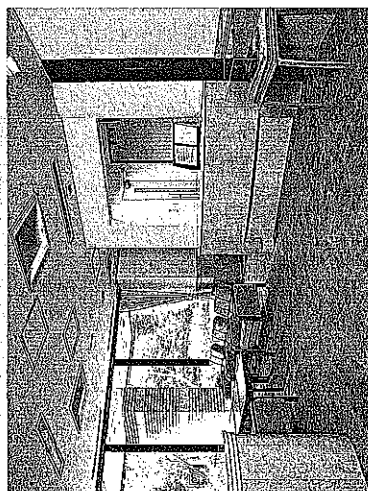
杉並区立学校教職員研修所

秋川荘

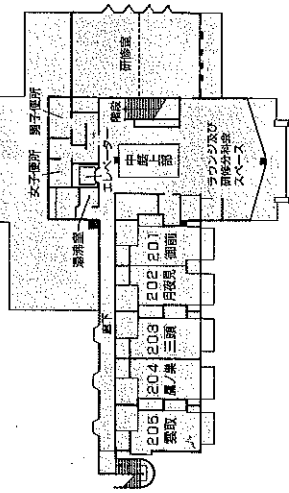
このたび、研修所の機能を充実し、教職員研修の一層の向上と教育環境の改善をはかるため、老朽化した秋川荘を全面改築しました。
教職員の研修等で使用しないときは、区内在住・在勤の方も利用できます。



秋川荘全景

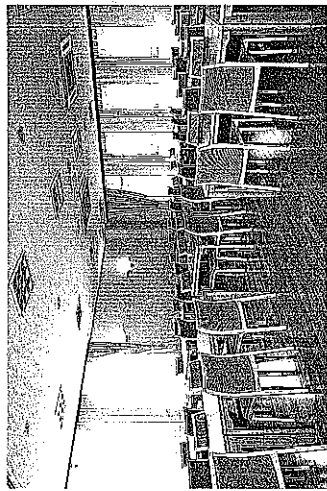


▲1Fロビー受付

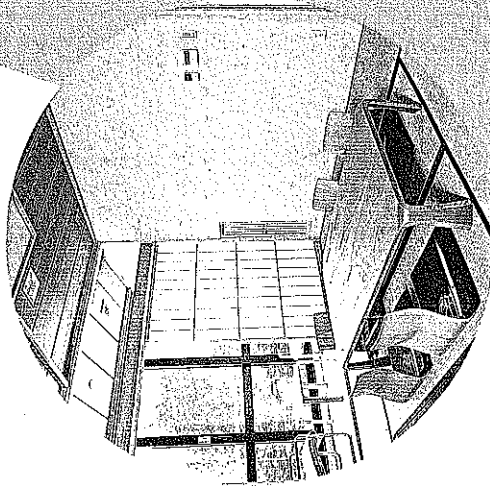


2階 平面図

2F



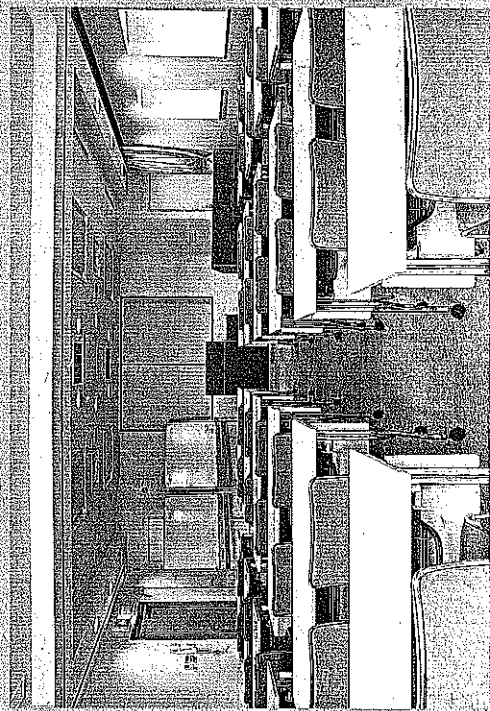
▲食堂



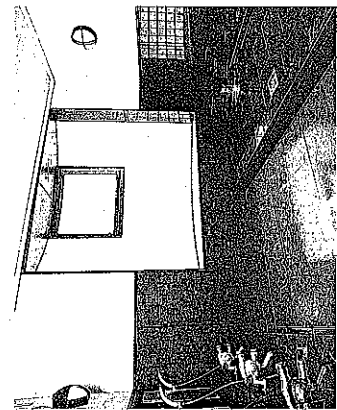
▲研修室 (10畳 定員15人)
(トイレ洗面付)



▲2Fラウンジ

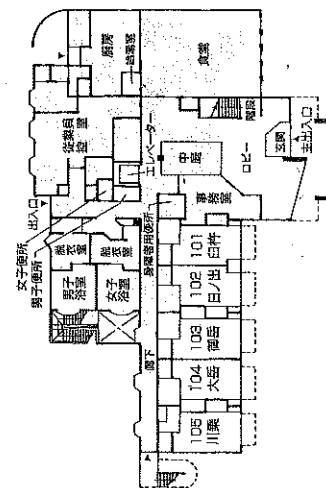


▲研修室



▲浴室

1F



1階 平面図

